

Title	基督教会と徴利問題 (三)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.9 (1921. 9) ,p.1230(18)- 1246(34)
JaLC DOI	10.14991/001.19210901-0018
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210901-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

基督教會と徴利問題 (三)

高橋 誠一郎

八

スコラ哲學は既に確立せられ承認せられたる神學的教理に奉仕せる哲學、若しくは少くとも之れに對して哲學と神學とが共同の地點を踏みつゝある場合には、後者は真理の絶對的規範にして又た準度として迎へらるゝが如き從屬關係に立てる哲學なり。宛も教父哲學が教會たらんとする基督教團體の衝動に相應ずるが如く、スコラ哲學は知的訓練を経ざる人々の間に教會の教理と教會の律令とを弘達せしめんとする其の所願と一致するものなり。諸教父は既に基督教理を確立せり、而して今や之れに系統を與へ之れを理解し得可きものたらしむるはスコラ學者 (doctores scholastici) の任務たりしなり。中世の人心は元來其の思索的活動の基礎を權威に覓めたるが故に、スコラ哲學の合理的要素は古代の哲學に依つて供

せられ、神學的要素は教父に依りて與へられたり。そは實に教理の支配の下に古代哲學を再生せしめ、兩者の間に矛盾ある場合には前者に對して後者を適應せしむるに存するなり。

エリジナ (Johannes Scotus 若しくは Scotigena 又は Joannes Jerugena 若しくは Erigena) よりベーンのアマルリトク (Amalric 或ひは Almarich) 學徒に至る第九世紀より第十三世紀初葉に互れる始期のスコラ哲學はアリストオテリーズの論理及び新プラトーン派の自明前提論證を教會の教理に適合せしむるに在りしが、第二期に至りアリストオテリーズ哲學と基督教の教理との結合成りて、爰にスコラ哲學は其の完全なる發達と最廣の擴張とを見たり、是れ實にヘールズのアレグザンダア (Alexander of Hales) より中世の末期、古典研究の復活、自然研究の開始及び教會の分離に至るものとす。即ちアリストオテリーズは當初希臘本文に對する亞刺比亞學者の釋義よりして猶太人の手に行はれたる羅典譯を通じて僅かに數語を知られたるに過ぎざりしが、而も彼れの論理は其の了解せらるゝ所不完全なりしに拘らず、汎くスコラ學者の推理に現れたる嚴格なる三段論法の主たる源泉を形成せり。

然るに第十二世紀の後半に至り當に其の「オルガノン」(Organon)のみならず、彼れ的全著作は其の羅典譯が久しくマウル人の大學に於て使用せられつゝありし西班牙を経て西歐に渡來し、更らに幾許ならずして希臘本文は十字軍に依りて東方より到來せり(尙ほスコラ學者がアリストテリーズの諸學を熟知するに至りし經路に就きては A. Jourdain の *Recherches critiques sur l'âge et l'origine des traductions latines d'Aristote*, 1819, 2. éd., 1843. 參照)。

アリストテリーズの形而上學、物理學、心理學及び倫理學、並びに亞刺比亞及び猶太哲學者の半ば新プラトーン哲學、半ばアリストテリーズ哲學の述作の輸入はスコラ學者の哲學的研究に著大なる變化を生ぜしめたり。是れ等述作の或る者、殊に又た當初誤つてアリストテリーズに歸せられたるも實は新プラトーン派の手に成れる諸書中に存したる「分出」の接神學的理論は萬有神教的理論に歸向せしむるの傾ありしを以て基督教會の間に有力なる反動を喚起し、當に是れ等の教理のみならず、アリストテリーズの物理學及び形而上學も等しく是れに由りて脅されたるが、後に至つてアリストテリーズの眞著の信神論的性質明瞭と

爲るに及び、そは却つて彼れの教理を援けて決定的勝利を獲せしめ、初期のスコラ哲學がアウグスチヌス及び其の他の教父より得たるプラトーン哲學を背面に押退けて進出するを得せしめたり (Friedrich Neuberger, *History of Philosophy, from Thales to the present time*, Eng. trans. by Geo. S. Morris, vol. I, 1909, p. 429)。一方に於ては既に編纂者及び註釋者の勤勉なる系統化に由り教父の教理及び教會の教條は第十三世紀の中葉に至るまでに精細且つ明白なる形態に於て彙類せられたり。他方に在りては會つて人間の理性の生める最大產物たるアリストテリーズの合理的哲學の全體系は等しく時代の哲學者の前に置かれたり。是れ等二體の教理よりして理性と天啓の所産とを混和融合す可き究竟科學の單一系統を構成するは今やスコラ學者の任務たりしなり。這般の企圖は實に後期スコラ學者恐らくは又た全スコラ學者中に在りて最大なる地位に立てるアクイノの聖トーマスの全哲學と等しく其の利子論をも解明す可き鍵鑰たるなり。

九

第十三世紀の前半に至るも猶ほ神學者の間に重要なる微利論を看出すこと能

はす、巴里のギヨーム・ヘルズのアレグザンダー及びアルベルタス・マグナス(Albertus Magnus)は單に吾人が曩きに引用せる舊約及び新約の兩聖書の所言に據りて之れを罪惡なりと宣言せるに過ぎず(Charles Jourdain, Excursion historiques et philosophiques à travers le moyen âge. "Mémoire sur les commencements de l'économie politique dans les écoles du moyen âge," p. 15)。洵に新たなる基礎の上に徴利に關する教理を置ける者はアキノの聖トーマスなりしなり。

トーマスは貸金に對して利子を徴するは罪惡なりや否やの間に答へて曰く、貸金に對して利子を徴するは其れ自體に於て不正なり、蓋し、それは存在せざるものを賣るものにして、こは又た明かに正義に悖れる不平衡に導くものなるが故なり。是れを明かならしむるが爲めには、其の使用は之れが消費に存する一定の物件あることを觀ざる可らず。斯くて吾人は飲料として葡萄酒を使用する時は之れを消費し、又た吾人は食料として小麦を使用する時は之れを消費するなり。是に於て乎、斯くの如き物件に於ては其の物件の使用は該物件其の者より離れて思議せらる可きものに非ず、而して總べて其の物の使用を許與せられたる者は其の物自

體を讓渡せられたるなり。而して此の理由に基き此の種の物件を貸與するは所有權を移轉するなり。其れ故に若し或る人が葡萄酒を該葡萄酒の使用より別個に賣却せんと欲せば、彼れは同一物を再度賣却するか若しくは存在せざるものを賣却することゝ爲る可く、茲に彼れは明かに不正の罪惡を犯すことゝ爲る可し。同様に葡萄酒又は小麦を貸與し、而して二重の支拂、即ち一つは之れと同一量の物件の償還、他は利子と稱せらるゝ使用の代價を要求する者は不正を犯す者なり。他方に於て其の使用は之れが消費に存せざる他の物件あり、斯くて或る家屋を使用するは其の内に住するに在りて之れを破壊するに存せざるなり。是に於て乎、斯くの如き物件に在りては二者を許與するを得可し、例へば或る者が一定の期間其の家屋の使用を自己に保留しながら、其の所有權を他に讓渡し、若しくは之れと反對に家屋の所有權を保有しながら、其の使用を交付するを得可し。此の理由に基き人は家屋の賃貸借に際して見るが如く、合法に其の家屋の使用に對して代價を請求し、而して其の他に彼れが其の使用を許與せる者より其の家屋の取戻しを要求するを得可し。然るにアリストオテリイズの「倫理學」第五編、「政治學」第一編

に據れば、貨幣は第一に交換の目的の爲めに發見せられたるものにして従つて又た貨幣の本然にして主要なる用は之れを交換に投入する所の其の消費若しくは讓渡なり。斯くて貸金の使用に對し利子と稱せらるゝ支拂を受くるは貨幣の本質其の者に由りて不法にして、宛も人は他の不正に獲得せる財貨を返還するの義務あると等しく、彼れは又た其の利子として徴したる貨幣を返還するの義務あるなり」と(*Summa Theologica, Secunda Secundae, q. lxxviii, art. 1.*)。(アリストオテリーズの

「倫理學」は亞刺比亞若しくは希臘文より反譯せられたる羅典文を通じて第十三世紀の初年に西歐に紹介せられ、其の「政治學」は一千二百七十一年 Guillaume de Moerbeke が希臘文より試みたる羅典譯に由りて熟知せらるゝに至れるなり。Ernest Nys, *Researches in the History of Economics*, Eng. trans. by N. F. and A. R. Dryhurst. p. xiii.)。

以上の所言中に於て注意す可き至要の點は貨幣貸付(*mutuum*)の契約が一種の賣買たることを證明せられたることなり。吾人は既に他の機會に於て賣買に關するトーマスの意見を詳述せるを以て爰には之れを反復することを避く可きも、前掲所有權と公正の價格(參照)元來教會法中に表明せられたる微利の禁止は貨幣の

本質に關する如何なる理論にも依頼するものに非ずして、正不正に關する基督教教的見解を明確なる形態に於て表明せんとするの企圖に存するものなり。而して吾人は G. Ratzinger が其の *Volkswirtschaft in ihren sittl. Grundlagen*, 1881. に於て行へるが如く、アリストオテリーズの貨幣學說を以て直ちに斯問題に關する聖トーマス並びに其の亞流を汲める諸家の教旨を解くの鍵と看做し、スコラ哲學の理論は基督教の教旨と共通の點殆んどなしと主張す可き十分なる理由を發見すること能はず(*ibid.*, S. 225)。賣買に關する全般の問題は「貨幣は子を生むものに非ず」と云へる原則と關聯して論述せられたるものに非ずして、商人の側に於ける利得慾に就きて取扱はれたるものなり。洵にアリストオテリーズの「政治學」第一編第十章に現れたる、生活の必要を満足するが爲めに行はるゝ物々交換若しくは貨物對貨幣交換と、利得を目的とせる貨幣對貨幣、若しくは貨幣對貨物の受授の相違を引用せりと雖も、而も其の目的は主として或る種の商取引が正當且つ必須なるを立證せんとするに在るなり。不正なる取商引は飽くことを知らざる貪慾に歸せられたり。斯くの如く聖トーマスは直ちにアリストオテリーズの所說を踏襲せりと雖

も、而も上述せる區別は別個の適用を見たり。アリストオテリーズは是に由りて一切の商業を以て商的にして不自然なるものと倣し、貨幣の蓄積を以て人生最高の目的と觀るものなりとして之れを非難せるに反し、聖トーマスは一定の取引を非難し、他を是認するが爲めに這般の區別を適用せるなり。商賣は有徳若しくは必要なる目的を有せざる限り、之れに附着せる下賤なる性質を有す。然れども商取引の目的たる利得は、其の本質に於て毫も有徳若しくは必要なるものを包含するものに非ずと雖も、其れ自體に於て何等有罪若しくは悖徳を意味するものに非ず。斯くて利得をして一定の必要又は有徳なる目的に向はしむるを妨ぐ可き何物も存すことなし、斯くて又た商賣は合法と爲る。例へば、或る人が其の家族維持若しくは貧民救助の爲めに商取引に由りて相當の利得を求むる場合の如きは是れなり。一國は生活の必要品なくして存在することなかる可きが故に、公共の利益の爲めに商取引の行はるゝ場合、並びに商人が目的として利得を求めずして、彼の勞働に對する報酬として之れを見る場合の如きも亦た然るものなり(Summae, 2a, 2ae, q. lxxvii, a. 4.)。

十

然れども徴利貸付の慣行に對しては如何なる免許をも附與せらるゝことなし。此の點に關する聖トーマスの主要なる議論は羅馬法中に劃せられたる區別と關聯して初めて理解し得可きものと爲る。即ち使用に由りて消費せらるゝ物件(res fungibiles)と使用に由りて消費せられざる物件(res non fungibiles)との間の區別は羅馬法曹の間に周く認められたる所なり。然れどもトーマスは正さに彼れ等の未だ曾つて試みざりし解釋を行へり。羅馬法は使用によりて消滅する消費物(res, quae usu minuntur vel consumuntur)即ち食料及び貨幣の如きものと、普通の取引に於ては別個に現れずして一定の數量及び品質に於て顯るゝ代替物(res, quae pondere, numero mensurae constant)或ひは res quae mutua vice funguntur)即ち馬匹、書籍、地所の如きものに對して貨幣、葡萄酒、穀物、卵、林檎、砂糖等の如きものを res in commercio 中に認めたり。而して貨幣は使費せられ又たは他人の貨幣と混合せられて其の各個がそれ〴〵何人に屬するやを決定すること不可能と爲るに由りて「消費」せらるゝなり。斯くて吾人にして若し債務を支拂ひ、又たは貸付を爲すが爲めに他人の貨幣

を使用するとせば、貨幣の受領者は其の所有者と爲るも、それは引渡 (traditio) に由るに非ずして、次いで生じたる其の混合の效力に由るものと解釋せられたり。羅馬法曹も中世の經濟論者も代替物 (res fungibiles) を以て消費物に對立せしめたりと雖も、羅馬法は是れを以て其の借入れられたる場合には個別的に確定せられたる物件の一定種を以て返還するの義務なく、單に一般的に確定せられたる物件の一定品質及び數量を以てす可きものと解釋せるに反し、中世の經濟理論は、例へば家屋の如く其使用の長引く可き物件を表示するが爲めに此の名辭を使用せるなり。而して是れ等のものに對しては利子を許容す可きも、前者に對して之れを取立つるは、一物件を賣り、而して又た其の使用に對して代價を要求するものなるが故に必然不正なりと觀たり。貨幣は即ち消費物として分類せられ、微利は罪惡と宣言せられたるなり (Rudolph Sohm, The Institutes of Roman Law, Eng. trans. by James Crawford Liddle, 1892, pp. 227, 228. 参照)。

即ち代替物の貸付は其の所有權が借手に移轉するものなりとの單純なる理由に基き事實に於て全然貸付に非ずして賣却なりと做すものは是れなり。一度び這

般の取引にして賣買たることを立證し得たりとせば、之に對して適用せらる可き正義の原則も亦た明瞭と爲る可し。交換上に於ける正義の主要なる基礎は賣買兩當事者間に於ける平衡 (aequalitas) の遵守、換言すれば「公正の價格」の確保なり。然るに貸付の契約は代替物の賣却に外ならずとせば、這般の契約に於ける公正の價格は貸與せられたるものと同一價值の代替物の返還に在るなり。若し賣却せられたる特殊の代替物が貨幣なる場合には、正價の見積は極めて簡單なり。即ちそれは同一價值の貨幣額の償還なり。汝が貨幣の貸付を行へりとせば、汝は該物件の所有權を拋棄せるなり、而して汝が其の後に至り同一物件に於て所有權を取得せりとせば、汝は満足す可きものなり。貨幣は價值の普遍的尺度たるに至れるが故に、汝は單に同一額の貨幣の返還を受く可きものなり。汝は其の貸與せる貨幣の用を受くこと能はずと雖も、而も汝は常に所有權に附隨せる諸般の危險をも亦た蒙ることなし。然れども若し汝が其の財産の使用に對する支拂を要求し、其の償還をも等しく主張せりとせば、貨幣は費すによりてのみ使用せられ得るものなるが故に、汝は何等の存在をも有せざる物に對して對價を要求することゝ爲る。

汝が其の隣人に對し貨幣に於て所有權を譲渡せる時には、汝は彼れが之れを消費せんとしつゝあるを知るなり。蓋しそは彼れが之れを以て行ひ得可き唯一の使用なればなり。彼れは汝の財産の償還を約定せるが故に、彼れをして既に自己の所有と爲り、自己の危険に於て保有せらるゝ物の使用に對して支拂はしむるは不正なり。

然れどもトーマスは貨幣が一定の場合に於て消費せらるゝことなくして使用せらるゝの事實を觀過することなかりき。即ち借手が貨幣を費すが爲めに之れを要求せずして虚飾の目的を以てする場合には事情を異にするものと言はざる可らず。彼れは其の使費せらるゝを防止するが爲めに囊中に縫込められ且つ封印せられ、而して其の儘如何なる目的に對するとを問はずして貸與せらるゝ貨幣の例を示したり。斯くの如き場合には借手は同一の銀貨を返還するなる可く、それは宛も馬匹若しくは家屋のそれと等しく賃貸借 (*pecunia locata, locatio et conductio*) にして、貨幣貸付に非ず、従つて又た貨幣の使用に對して代價を要求するを得可し。器皿の形態に於ける地金は屢々斯くの如く使用せらるゝを得可し。然れども人

が單に賃貸せられたるに過ぎずして、猶ほ原所有者の財産たる財貨に就きて正當に行ひ得可き方法に於て、一時他の者の財産たる可く譲渡せられたる富を取扱ふ可き口實存することなし (*Summae, 2a, 2ae, q. lxxviii. a. 1. Questiones Disputatae de Malo, q. xlii. art. iv. ad. 15.*)。

又た吾人にして貨幣の本質を考察する時は、そは交換の媒介物として役立つが爲めに案出せられ、而して相互の必要を各自の勞作の所産を交換するに由りて満足可き交易の自然的形態を輕易ならしむること大なるを知る可し。而も之れを利得の泉源として取扱ふは其の本來の職能より之れを轉向せしめ、斯くて又た何等の利得も自然に生ずることなき所に利得を得せしむるものなり。更らにトーマスは反對論者の所言に答へて、貸與するの義務なき者は彼れの貸與せる所のものに對して償還を受くるを得可きも、而も彼れは其の以上を取立つ可らず。然るに若し彼れにして其の貸與せるだけを償還せらるゝとせば、彼れは正義の平衡に従つて償還せられたるなり、是に於て乎、彼れにして若し其の實體の消費以外に何等の用なき或る物の用益權に對して是れ以上を徴するとせば、彼れは存在せざ

る或る物の代價を徴するものにして、斯くて又た其の徴收は不正なり」と(2a, 2ae, q. lxxvii, art. 1, ad. 5)。而して彼れは更らに次項に於ても等しく貸付は賣却なりとの原則を明確に表示せり。曰く「貨幣は返済せざるを得ざる貸付額以上に大なる高に對して賣却せらるゝこと能はず」と(ibid, art. 2, ad. 4)。

徴利は教會法に反すると等しく又た Contra legem naturæ なり。貨幣が貸與せられたる時貸主は之れを抛棄し、而して借手は使用するが爲めに之れを取得す。假に貨幣に何等かの生産性ありとするも、正當に利益を受く可きものは之れを使用せる人にして之れを抛棄せる者に非ず。然れども貨幣には何等の生産性あることなし。貸手が十個の銀貨を與ふるとせよ。然るに是れ等の十個は地中の種子若しくは園中の果樹と等しからずして、彼れ等は如何に多數の手に轉々受授せらるゝも十個の銀貨以外のものと爲ることなし。然らば彼れ等は貸主に對して返付せらるゝ時十一個若しくは十二個と爲る可き理由那邊にある。トーマスの後に至つてフイレンツエの大僧正聖アントニヌス(Antoninus)は曰く「貨幣は其れ自身のみにては有利なるものに非ず、又た自ら増殖し得るものにも非ずして、商人によ

る其の使用を通じて有利と爲ることあるなり」と。(Summa Theologica in quatuor partes distributa. II. ii. 6)。シナノ聖ベルナルディーノ(Bernardino)は曰く「貨幣は單に貨幣の性質を有するのみならず、其の以上に吾人が一般に資本と呼ぶ生産的性質を有す」と(V. L. J. L. Brants, Les Théories économiques aux xiiie et xive siècles, p. 134; O'Brien, op. cit., p. 181)。總がて又た貸與せられたる高以上を償還するは他人の勞働に對して或る者に支拂を爲すことゝ爲る可しとの論を生ずるなり(Jean Charlier de Gerson, Tractatus de Contractibus, de Venditione, et Emptione, iv. 15)。

教會法學者が徴利を非議するが爲めに用ひたる他の論據は、利子を支拂ふは時間に對して支拂ふものなりと言ふに在り。斯くて單純なる債務償還の遲滯は償還せらる可き高を増加するの理由と爲ることなし。即ち時は萬人に共有なる財産なり(tempus, commune omnia)時は其の本質上所有せらるゝこと能はざるのみならず、そは子を生むことなき金屬其の者に等しく、獨自に何物をも生産すること能はず。然らば之れに對して何物かを支拂ふ可き理由存することなきなり。(トーマスの著と稱せらるゝ Opusculum de Usuris, i. 4。此の書がトーマスの眞著たるを否定

する諸主張に就きては Pearson, op. cit., p. 36. 參照)。

洵に徴利を以て反正義の罪惡なりと看做すの教理は茲に貨幣は子を生むものに非ずと爲すの理論に依りて援護せられたり。而して羅馬教會は今や其の勢力の絶頂に在り。若し中世の經濟學者にして希臘古哲の態度を取り、利得を目的とする一切の取引を悉く賤劣なるものとして排斥せんか、這般の主張は幾分の效果ありしなる可し。然れども彼等が一定の取引にして利得の爲めに行はれずして、之れを期待して企圖せらるゝ時は許容せらる可きものなるを認むるに至つて、それは最早同一の效力を有するものに非ず。而して彼れ等は應がて管だに現實の損害のみならず、利得の停止に對する賠償の正當をも承認せざるを得ざるに至るなり。

(附記) 聖トーマスの利子論は曾つて小泉信三教授之れを「Thomas Aquinas の利息論」と題し、其の大著 Summa Theologica 中より譯出して本誌第十四卷第九號に掲載せり。讀者諸君の記憶に猶ほ新たなる可きも、茲に記して參讀を乞ふ。而して夙く福田徳三博士の研究に成れるものに「トマス・ダキノの經濟學說」あること亦た吾人の舉示を俟たずして一般讀者の知悉せらるゝ所なる可し(明治四十年版「經濟學研究」所載)。

リカルドオの通貨論(二)

小泉 信 三

九

“High Price of Bullion”の公刊は直ちに庶民院議員 Francis Horner の活動を促せり。二月一日 Horner は議場に於て、一特別委員會を設けて、地金現在の高價及びその紙券通貨の價值に及ぼす影響を調査せしむるの目的を以て、流通要具及び地金賣買の現狀に關する各種の記事報告を求むるの動議を提出し、議院の容るゝ所となりて、二月十九日「金地金高價の原因を調査し、及び流通要具並に大不列顛國諸外國間の爲替の狀態を考察する」爲めの委員會任命せられたり。委員會長は Horner にして、廿一人の委員中には Perceval, Tierney, Parnell, Giddy, Henry Thornton, Baring, Huskisson 等の名を數ふ。委員會は開議卅一日、證人の意見を徴する事廿九人にして、報告書を作成し、議會休會の前日(六月八日)漸く之を提出する事を得たりと雖も、印刷遅延の爲